

機関	主要な役割
取締役会	取締役会は、コンプライアンスの実践を公正かつ効果的に確保する責任を負っており、コンプライアンスに関する重要事項を決議するとともに、コンプライアンス・プログラムに承認を与えます。
代表取締役社長	代表取締役社長は、会社運営の責任者として、取締役会の定める経営の基本方針に基づき業務（コンプライアンスの実現に関する業務を含む）の執行を総括管理するとともに、執行役員を指揮して、各部門の業務（コンプライアンスの実現に関する業務を含む）の執行を統轄しています。また、1年に1度、全役職員宛てに、コンプライアンス意識の啓発を目的としたメッセージを発信しています。
コンプライアンス委員会	コンプライアンス委員会は、次に定める事項について審議・決議し、または報告を受けます。 ● 投資法人の規約の変更及び規則の制定・改廃に係る審議・決議 ● 当社と投資法人との資産運用委託契約、一般事務委託契約（機関運営）の締結・変更に係る審議・決議 ● 「関係会社取引規程」において、コンプライアンス委員会の審議が必要とされる取引に関する事項の審議・決議 ● 「オリックス投資法人資産運用及び不動産管理に関する規程（運用管理規程）」、「関係会社取引規程」、「金利デリバティブ取引管理に関する規則」、「コンプライアンス委員会規則」の制定・改廃に係る審議・決議 ● その他、コンプライアンス・オフィサーが必要と判断した事項、及び上記各号に関連する事項の審議・決議または報告
コンプライアンス・オフィサー	コンプライアンス・オフィサーは、法令等を遵守させるための指導に関する次の業務を統括します。 ● コンプライアンス全般 ● コンプライアンス委員会招集・議事 ● その他上記各号に付随又は関連する事項
コンプライアンス部管掌役員	コンプライアンス部管掌役員は、コンプライアンス部の業務を管掌する地位にあり、以下の業務を行います。 ● 立案された取引その他職務の執行においてコンプライアンス上の問題を発見した場合、またはコンプライアンス部長から法令・規則などの違反を発見した旨の報告を受けた場合には、これらについて中止、是正または変更を勧告します。 ● コンプライアンス部長より報告を受けたコンプライアンスの状況について、6カ月ごとに、取締役会にて報告します。

機関	主要な役割
コンプライアンス部長	コンプライアンス部長は、コンプライアンス部管掌役員の管掌のもと、以下のような役割を担います。 ● 基本方針・役職員行動実践の周知徹底およびコンプライアンス意識の醸成 ● 運用資産の取得・処分、管理委託、賃貸、修繕・改修などに係る法令・規則などの遵守状況の確認 ● 運用資産の取得・処分、管理委託、賃貸、修繕・改修などに係る法令・規則などの違反が発見された場合におけるコンプライアンス部管掌役員への報告 ● 6カ月に一度、法令・規則などの遵守状況をコンプライアンス部管掌役員に報告 ● 取締役会の監督のもと、役職員行動実践に関する相談対応 ● 取締役会の監督のもと、役職員行動実践に関する実践状況の調査の実施および改善 ● コンプライアンス研修の企画・実施